



# 平塚市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

## 概要版



令和7年2月

平塚市

## 計画の策定に当たって

国は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項の一つとされています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園等に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充等が示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記される等、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要とされています。

本市では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、令和2年度から5年間を期間とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画（ひらつか子育て応援プラン）」において、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを育てられるよう、様々な施策に取り組んできました。この計画が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくるため、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援等も含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進する「平塚市こども計画（「第3期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を包含）」を「こども基本法」に基づき策定しました。

## こども基本法とは

「こども基本法」とは、全てのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定することが努力義務となりました。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」等、その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体の計画として策定することができるとされています。

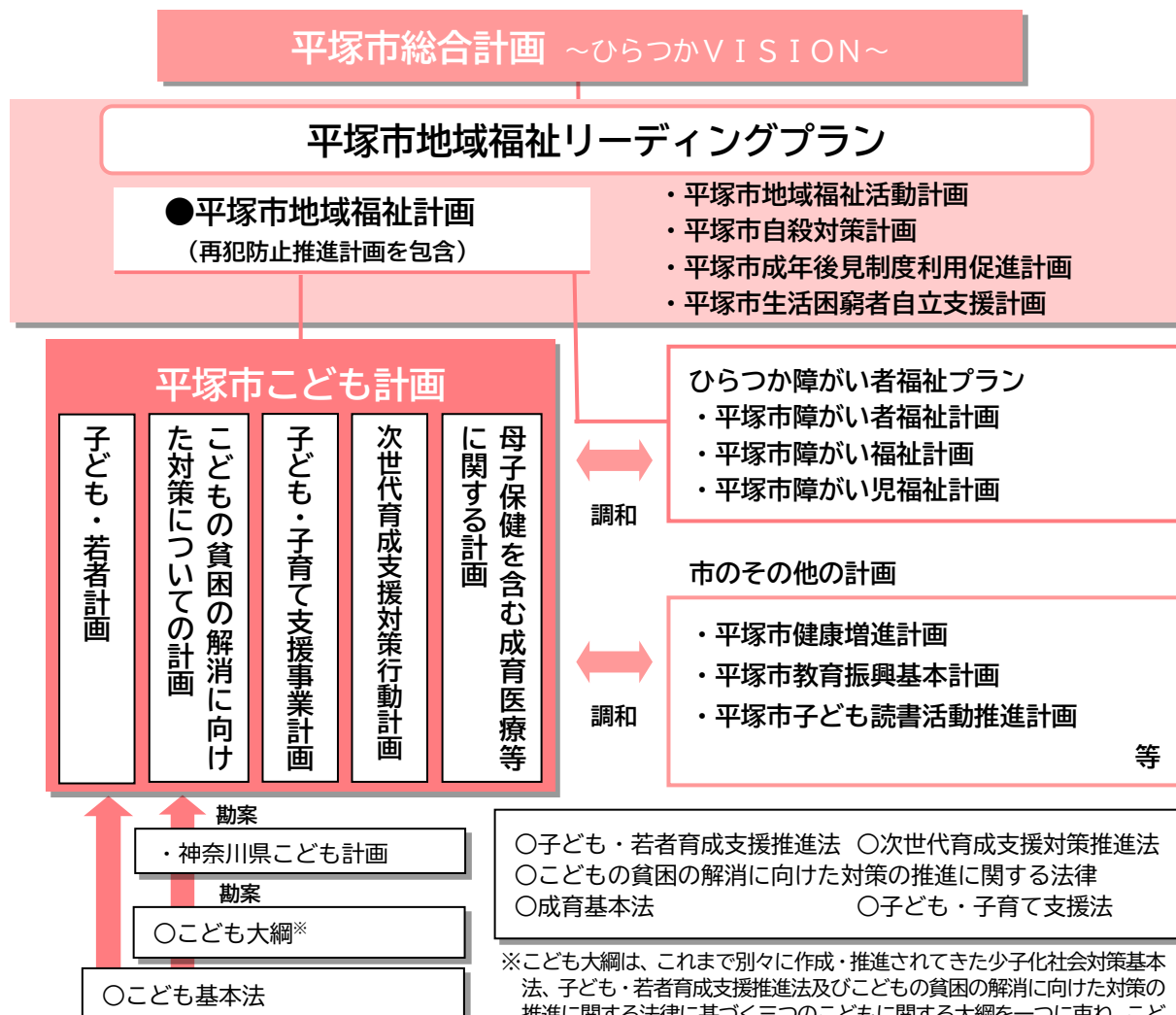
# 計画の位置づけ

平塚市こども計画（以下、本計画という）は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、成育基本法という）に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を内包する計画としています。

こども基本法では、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者』とされていることから、本計画の主たる対象は、「こども（心身の発達の過程にある者）とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成する全ての個人と団体とします。

本計画は、本市の最上位計画である「平塚市総合計画 ～ひらつかVISION～」に基づき、保健福祉分野の上位計画である「平塚市地域福祉計画」をはじめ、「ひらつか障がい者福祉プラン」、「平塚市健康増進計画」等の諸計画と調和を図り、地域共生社会の実現に向けて、個々の施策を推進します。

## 【計画の位置づけ】



※こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく三つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

## 子ども・若者や子育てを取り巻く現状と課題

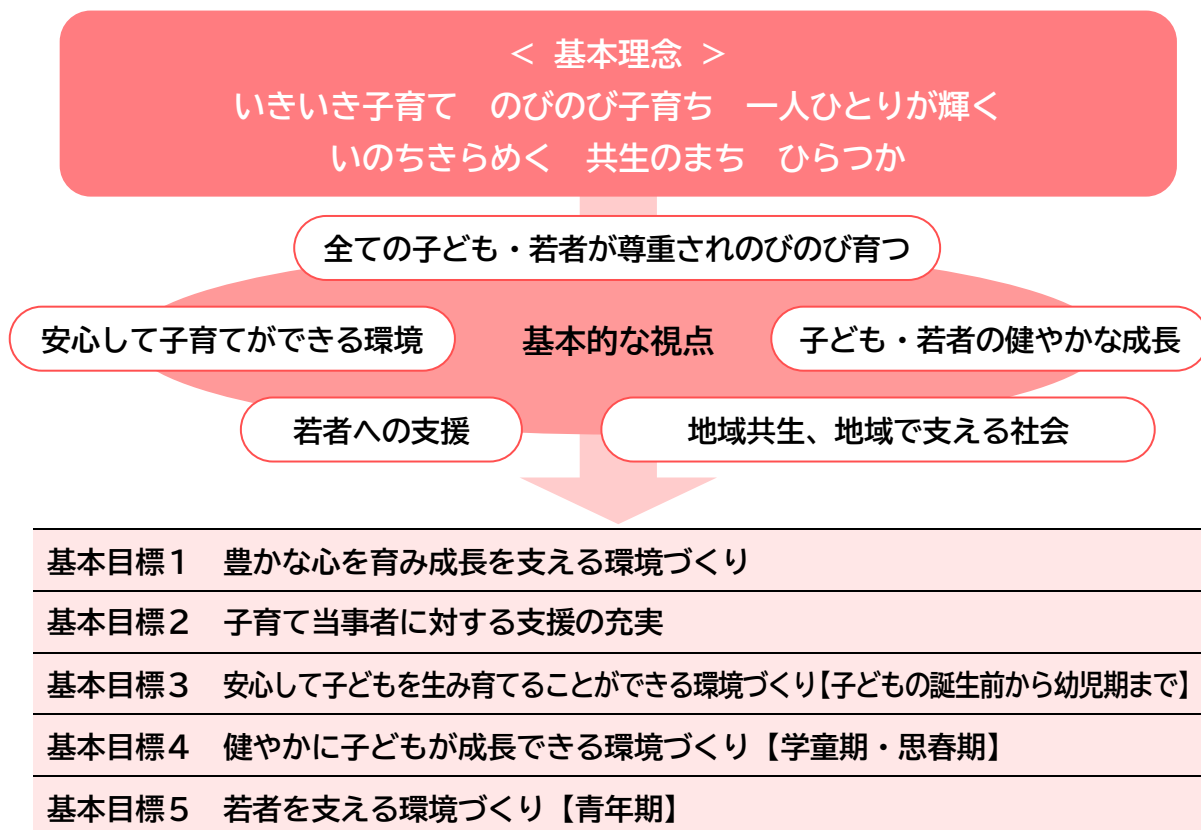
人口減少、少子高齢化による核家族化の進行、就労の多様化、地域のつながりの希薄化等によって、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画（ひらつか子育て応援プラン）」では、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを育てられるよう、様々な施策に取り組んできました。本計画では、「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」における課題や子ども・若者や子育てを取り巻く現状を踏まえ、基本目標や実施する施策・事業を設定しています。

### こどもの意見聴取

こども施策を策定し実施するため、こどもを対象にアンケート調査を行いました。アンケートは小学生、ジュニアリーダー、学童保育の児童、青少年会館の利用者等に実施し、こども食堂の運営団体等にも協力をいただきました。アンケートの結果は、平塚市こども計画の基本的な視点に反映します。

## 平塚市こども計画の基本的な考え方

- 基本理念 ⇒ 「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、こども基本法やこども大綱の目的や方針を踏まえて定めます。
- 基本的な視点 ⇒ 5つの基本的な視点で計画に取り組みます。
- 基本目標 ⇒ 基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。



## 施策の体系

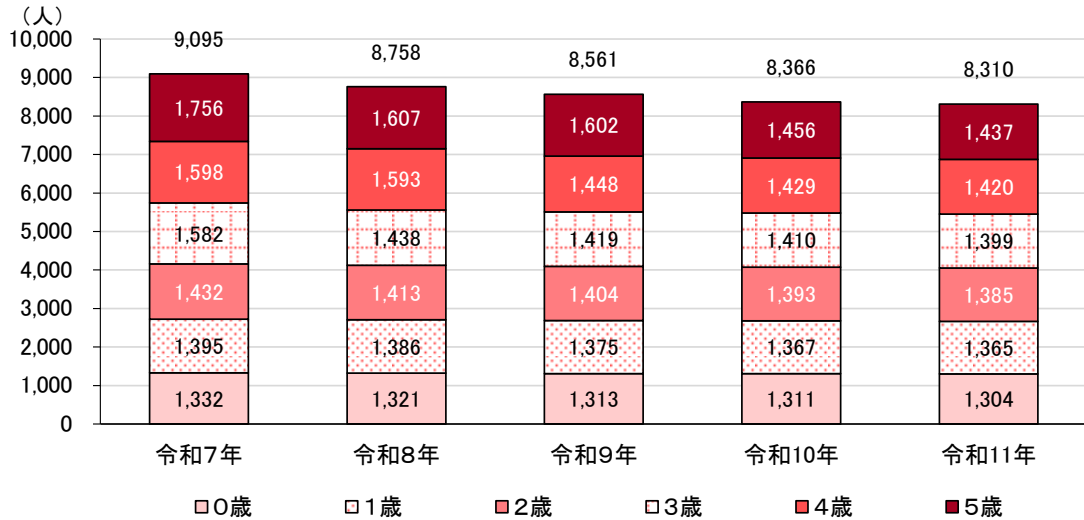
5つの基本目標を掲げ、19の施策で構成しています。施策ごとに関連事業があります。

| 基本目標                                           | 施策                     | 関連<br>事業数 |
|------------------------------------------------|------------------------|-----------|
| 1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり                           | (1)こどもの権利の尊重           | 4         |
|                                                | (2)多様な体験を通した豊かな心の育成    | 17        |
|                                                | (3)こどもの貧困対策の推進         | 9         |
|                                                | (4)育てにくさを感じるこども・親への支援  | 11        |
|                                                | (5)虐待の防止と社会的養護の推進      | 6         |
|                                                | (6)こどもの安全と青少年の健全育成の推進  | 5         |
| 2 子育て当事者に対する支援の充実                              | (1)子育てや教育・保育に関する経済的な支援 | 6         |
|                                                | (2)ワーク・ライフ・バランスの推進     | 3         |
|                                                | (3)母子・父子家庭の自立促進        | 2         |
|                                                | (4)子育てしやすい安心・安全なまちづくり  | 9         |
|                                                | (5)子育て支援を推進する取組        | 5         |
| 3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり<br>【子どもの誕生前から幼児期まで】 | (1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援   | 15        |
|                                                | (2)幼児期の子どもの育ちを支える施策の充実 | 15        |
|                                                | (3)幼児期の子どもの教育・保育環境の充実  | 7         |
| 4 健やかに子どもが成長できる環境づくり<br>【学童期・思春期】              | (1)学校（園）教育の充実          | 8         |
|                                                | (2)健やかな心と体の育成          | 4         |
|                                                | (3)子どもの居場所づくり          | 9         |
|                                                | (4)困難に直面する子どもへの支援      | 4         |
| 5 若者を支える環境づくり<br>【青年期】                         | (1)若者の生活基盤の安定に向けた支援    | 5         |

# 教育・保育の量の見込み・提供体制

アンケート調査結果や人口推計等に基づいた需要分析を行い、量の見込みと確保の方策を計画します。

## ■子どもの人口の推計



推計:過去の住民基本台帳(各年4月1日現在)を基に推計

## ■幼稚園、保育所、認定こども園等 「ニーズ量の見込みと提供量」

|                              | ニーズ量の見込み<br>提供量 | 令和7年度  | 令和11年度 |
|------------------------------|-----------------|--------|--------|
| 1号認定(3～5歳)<br>教育を希望する<br>子ども | ニーズ量の見込み        | 2,194人 | 1,694人 |
|                              | 提供量             | 3,382人 | 3,086人 |
| 2号認定(3～5歳)<br>保育を希望する<br>子ども | ニーズ量の見込み        | 2,660人 | 2,562人 |
|                              | 提供量             | 2,485人 | 2,566人 |
| 3号認定(2歳)<br>保育を希望する<br>子ども   | ニーズ量の見込み        | 783人   | 845人   |
|                              | 提供量             | 750人   | 853人   |
| 3号認定(1歳)<br>保育を希望する<br>子ども   | ニーズ量の見込み        | 768人   | 838人   |
|                              | 提供量             | 658人   | 843人   |
| 3号認定(0歳)<br>保育を希望する<br>子ども   | ニーズ量の見込み        | 240人   | 235人   |
|                              | 提供量             | 440人   | 451人   |

※提供量は定員であり、保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。

※1号認定のニーズ量の見込みには、教育希望が強い2号認定を含みます。

# 主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

| 事業名                                          | ニーズ量・提供体制   | 令和7年度                                         | 令和11年度   |
|----------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------|----------|
| 時間外保育事業<br>(延長保育事業) (※1)                     | ニーズ量        | 2,226 人                                       | 2,424 人  |
|                                              | 提供量         | 4,266 人                                       | 4,646 人  |
| 放課後児童健全育成事業<br>(学童保育) (※2)                   | ニーズ量        | 2,965 人                                       | 2,554 人  |
|                                              | 提供量         | 2,380 人                                       | 2,580 人  |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(※3)                          | ニーズ量        | 18,106 人                                      | 17,649 人 |
|                                              | 実施箇所数(確保方策) | 6 か所                                          | 7 か所     |
| 幼稚園における一時預かり事業<br>(新制度に移行した幼稚園及び認定こども園) (※4) | ニーズ量        | 39,811 人                                      | 32,934 人 |
|                                              | 提供量         | 41,085 人                                      | 52,041 人 |
| 保育所等における一時預かり事業 (※5)                         | ニーズ量        | 8,612 人                                       | 7,508 人  |
|                                              | 提供量         | 12,600 人                                      | 15,225 人 |
| 病児・病後児保育事業 (※6)                              | ニーズ量        | 1,661 人                                       | 1,654 人  |
|                                              | 提供量         | 3,546 人                                       | 3,546 人  |
| ファミリー・サポート・センター事業 (※7)                       | ニーズ量        | 4,049 人                                       | 3,984 人  |
|                                              | 提供量         | 4,049 人                                       | 3,984 人  |
| 利用者支援事業<br>(ひらつかネウボラールームはぐくみ)                | 実施箇所数(確保方策) | 1 か所                                          | 1 か所     |
| 妊婦健康診査事業 (※8)                                | ニーズ量        | 15,504 人                                      | 15,178 人 |
|                                              | 実施体制(確保方策)  | 実施場所: 総合病院 1 か所 開業医 4 か所等<br>検査項目: 国の基準に準じて実施 |          |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (※9)                              | ニーズ量        | 1,292 人                                       | 1,265 人  |
|                                              | 実施体制(確保方策)  | 看護職員が支援にあたるよう人員の確保に努める。                       |          |
| 養育支援訪問事業 (※10)                               | ニーズ量        | 15 人                                          | 15 人     |
|                                              | 実施体制(確保方策)  | 保健師、助産師等の人材育成                                 |          |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (※11)                       | ニーズ量        | 227 人                                         | 183 人    |
|                                              | 提供量         | 227 人                                         | 183 人    |
| 子育て世帯訪問支援事業<br>(※12)                         | ニーズ量        | 34 人                                          | 34 人     |
|                                              | 提供量         | 34 人                                          | 34 人     |
| 親子関係形成支援事業(※13)                              | ニーズ量        | 10 人                                          | 10 人     |
|                                              | 提供量         | 10 人                                          | 10 人     |
| 妊婦等包括支援事業                                    | ニーズ量        | 4,140 回                                       | 4,056 回  |
|                                              | 提供量         | 4,140 回                                       | 4,056 回  |
| 乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)                    | ニーズ量(必要定員数) | (R8) 33 人日                                    | 30 人日    |
|                                              | 提供量         | (R8) 33 人日                                    | 30 人日    |
| 産後ケア事業 (※14)                                 | ニーズ量        | 389 人日                                        | 419 人日   |
|                                              | 提供量         | 389 人日                                        | 419 人日   |

※1・※2・※11・※12・※13 ニーズ量、提供量は実人数 ※3・※8 ニーズ量は延べ人数  
 ※4・※5・※6・※7・※14 ニーズ量、提供量は延べ人数 ※9・※10 ニーズ量は実人数

## 計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども・子育て会議において各事業の取組状況を把握・評価し、その結果を毎年1回、市民に公表します。

利用者の視点に立ち、事業を評価し、PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。また、第4章部分の各事業の評価については、施策ごとに作成する評価シートにおいて成果を把握し、課題を挙げた上で翌年度以降の事業実施につなげていくものとします。

## 適切な役割分担による計画の推進

市民をはじめ、本計画に関係する以下のような機関等が適切に連携・役割分担しながら、それぞれの取組を進めていきます。

### ■市や関係機関等

庁内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、毎年、その取組状況を確認します。事業の推進に当たっては、特に関係する課等と緊密に連携を取りながら行います。

### ■家庭

子育ての基本は家庭にあります。保護者等は親としての自覚と愛情を持って子育てに取り組んでいきます。父母がともに子どもと過ごす時間を作るとともに、お互いが仕事等で自己実現を図れるよう、協力して子育てに取り組めます。

### ■地域社会

地域に住む大人たちが地域のこどもを地域で育てるという意識を持つことが重要です。大人たちは、地域で子どもとふれあう機会を増やし、子どもを温かく見守り、時には諭しながら育てていきます。また、子育て家庭が子育てに悩み、地域で孤立しないように、地域で見守るとともに手助けします。

### ■事業所等

育児期間中も仕事を持つ親が増えている中で、職場における子育て支援が徐々に浸透してきています。そこで、育児・介護休業法等の趣旨を理解し、育児休業制度をはじめとした仕事と子育てとの両立支援において母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう意識の醸成に努めます。

平塚市こども計画 【編集・発行】平塚市健康・こども部保育課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

電話 0463-23-1111（代表）

0463-21-9842（ダイヤルイン）

FAX 0463-21-9738

メール hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp